

平成27年3月24日

財政援助団体等監査結果報告
〔神戸ビエンナーレ組織委員会〕

神戸市監査委員	谷	口	時	寛
同	荻	阪	伸	秀
同	梅	田	幸	広
同	川	原	田	弘子

地方自治法第199条第7項の規定に基づき実施した平成26年度財政援助団体等監査について、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり決定した。

1 監査の対象

神戸ビエンナーレ組織委員会（以下「委員会」という。）における神戸市（以下「本市」という。）からの財政援助に係る出納その他の事務で、主として平成25年度執行の事務

2 監査の期間

平成26年8月26日～平成27年3月24日

3 監査の方法

監査は、財政援助に係る出納その他の事務が法令等に基づき適正に行われているかについて、関係書類の調査とともに、関係職員に対する質問等の方法により実施した。

4 団体の概要

(1) 設立の趣旨

委員会は、神戸の芸術文化の振興を図るとともに、まちの賑わい、活性化につなげるため、2007年（平成19年）以降、2年に一度、芸術文化の祭典神戸ビエンナーレを開催することを目的とする組織として設立され、その目的を達成するため、神戸ビエンナーレの企画及び推進に関する事業や市民・事業者等の参加を促進する事業等を行っている。

(2) 本市との関係

補助金

委員会が実施する事業運営に対して補助金を交付している。平成24年度の交付額は5,000万円、平成25年度の交付額は2億2,742万円である。

補助金の財源には、一般財源の他に市民や企業からの寄付金等が含まれている。なお、平成25年度の補助金の財源には、国庫補助金（文化庁の文化芸術振興費補助金）が含まれている。

(3) 事業の概要

委員会の事務を処理する事務局は、中央区加納町6丁目5番1号（本市市民参画推進局文化交流部内）に置かれている。

神戸ビエンナーレの来場者数及び実施事業等の比較は第1表のとおりである。

第1表 来場者数及び実施事業等の比較

項 目	平成25年度 (第4回)	平成23年度 (第3回)	対 前 回 増 減	対 前 回 増 減 率
会 期	10月1日～12月1日 (62日間)	10月1日～11月23日 (54日間)	- (8日間)	- (14.8%)
来 場 者 数	369,455人	242,766人	126,689人	52.2%
コンペティション部門(応募総数)				
アートインコテナ国際展	138作品	289作品	151作品	52.2%
しつらいアート国際展	60作品	43作品	17作品	39.5%
グリーンアート展	43作品	33作品	10作品	30.3%
現代陶芸展	264作品	214作品	50作品	23.4%
企画展示(件数)	21件	16件	5件	31.3%

(4) 収支状況

会計処理は委員会の規程に基づいて行っており、消費税処理は税込処理である。

第4回（開催準備年度は平成24年度、開催は平成25年度）の収支状況は、第2表のとおりである。

第2表 収支決算書

(単位 金額：千円，比率：％)

科 目		第 4 回 (平成25年度開催)					第3回 (平成23年度 開催)	対 前 回 増 減	対 前 回 増 減 率
		平 成 25 年 度		平 成 24 年 度		合 計			
		金 額	構 成 比 率	金 額	構 成 比 率				
収 入 の 部	(1) 補 助 金 収 入	228,076	77.8	62,914	95.5	290,990	235,529	55,461	23.5
	神 戸 市 補 助 金	227,426	77.6	50,000	75.9	277,426	234,779	42,647	18.2
	野 村 財 団 助 成 金	650	0.2	-	-	650	350	300	85.7
	文 化 庁 補 助 金	-	-	12,914	19.6	12,914	-	12,914	皆増
	神 戸 ま ち づ く り	-	-	-	-	-	400	400	皆減
	(2) 事 業 収 入	46,988	16.0	2,964	4.5	49,953	48,593	1,359	2.8
	入 場 料 収 入	40,199	13.7	-	-	40,199	37,662	2,537	6.7
	コ ン ペ テ ィ シ ョ ン 収 入	4,839	1.7	1,930	2.9	6,769	6,404	366	5.7
	販 売 収 入	801	0.3	-	-	801	2,378	1,577	66.3
	広 告 収 入	1,150	0.4	-	-	1,150	2,150	1,000	46.5
	そ の 他 収 入	-	-	1,034	1.6	1,034	-	1,034	皆増
	(3) 雑 収 入	966	0.3	2	0.0	968	590	378	64.1
	受 取 利 息	0	0.0	0	0.0	0	1	0	48.3
	そ の 他	966	0.3	2	0.0	968	589	379	64.2
	(4) 繰 越 金	17,068	5.8	-	-	-	-	-	-
	収 入 合 計 (A)	293,099	100.0	65,881	100.0	341,911	284,712	57,199	20.1
支 出 の 部	(1) 管 理 費	18,967	6.5	18,145	27.5	37,112	37,691	579	1.5
	(2) 事 業 費	274,132	93.5	30,667	46.5	304,799	247,021	57,778	23.4
	広 報 費	35,059	12.0	8,326	12.6	43,385	31,611	11,774	37.2
	行 事 費	91,875	31.3	10,071	15.3	101,946	76,270	25,676	33.7
	会 場 費	147,198	50.2	12,270	18.6	159,468	139,140	20,328	14.6
	(3) 繰 越 金	-	-	17,068	25.9	-	-	-	-
	支 出 合 計 (B)	293,099	100.0	65,881	100.0	341,911	284,712	57,199	20.1
差 引 (A - B)		0	-	0	-	0	0	0	-

平成24年度の繰越金（支出の部）が平成25年度の繰越金（収入の部）となるため、合計（第4回）には繰越金を含めていない。

同様に、第3回（平成23年度開催）についても収入の部、支出の部ともに繰越金は含めていない。

5 監査の結果

本市からの補助金に係る出納その他の事務について監査した結果、事業は補助金の交付目的を達成しているものと認められた。また、事務処理もおおむね適正に行われているものと認められたが、事務の一部について次のような改善を要する事例があったので、今後適正な事務処理に努められたい。

なお、神戸ビエンナーレ企画委員会が、検証委員による提案事項を検証報告書にまとめ公表しているが、その内容も踏まえ、今後より一層魅力的な芸術祭の開催に努められたい。

(1) 指摘事項

現金の取扱いを適正に行うべきもの

ア 保管現金の管理について

委員会では前売入場券の販売収入等の現金収納も取り扱っているが、その収納現金については帳簿等を作成しておらず、金融機関への入金までの間に保管している現金残高の記録が残っていなかった。

公金外現金等における留意事項についての行財政局長通知では、現金等管理マニュアルに基づき、現金検算に関するチェックシート等により現金収納及び金融機関への入金の都度、チェックすることとされている。

現金検算に関するチェックシート等を備え、適正に事務処理を行うべきである。

イ 領収証書について

委員会の会計規程では、収入金を収納した時は領収証書を交付するものとされている。

しかし下記の事例では、収入伝票を作成し金融機関へ入金しているが、領収証書を交付していることが確認できなかった。

適正な事務処理を行うべきである。

(事例)

・ミュージック & アートステージコンペティション審査料 @5,000 円 2 件

(2) 意見

補助金支出の手続きについて

補助金交付要綱では、神戸ビエンナーレの開催準備年度の補助金の余剰金は翌年度に繰り越して使用できるとされており、本市は、開催準備年度である平成 24 年度当初に委員会に対し 5,000 万円の補助金を概算払しており、余剰金約 1,700 万円を翌年度に繰り越して使用することとし、5,000 万円で補助金額を確定させている。

地方財政法では地方公共団体の経費はその目的を達成するための必要最少限度をこえて支出してはならないとされているが、過去 4 回のビエンナーレの開催準備年度における余剰金は補助金約 5,000 万円のうち約 1,500～3,200 万円となっており、多額の余剰金が常態化している。

神戸ビエンナーレの開催は 2 年に一度であり、開催準備年度からの繰越金も含め開催年度で全額精算し、余剰金は本市に返金しているが、資金の有効活用の観点からは、補助金支出の時期及び金額を見直す必要がある。開催準備年度の余剰金については本市において予算を繰り越し、開催年度で執行する方法も考えられる。

関係部局とも協議のうえ、適正な支払の方法及び補助金額について検討されたい。

凡 例

- 1 文中で用いる金額は，原則として千円の位以下を省略し，万円単位で表示している。
- 2 各表中の金額は，原則として百円の位を四捨五入し，千円単位で表示している。したがって合計と内訳の計が一致しない場合がある。
- 3 各表中の比率は，百分率で表示し，小数点以下第 2 位を四捨五入している。したがって合計と内訳の計が一致しない場合がある。
- 4 各表中の符号の用法は，次のとおりである。
 - 「0」及び「0.0」 ----- 該当数値はあるが，単位未満のもの。
対前回増減額及び率の場合は，零を含む。
 - 「-」 ----- 該当数値なし，算出不能又は無意味のもの。
 - 「ほぼ皆増」 ----- 増加率が 1,000% 以上のもの。
- 5 文中及び各表中でいう消費税とは「消費税」および「地方消費税」をいう。